

## 令和2年第2回訓子府町議会臨時会会議録

### ○議事日程

令和2年5月8日（金曜日） 午前11時00分開会

- 第1 会議録署名議員の指名（2名）
- 第2 会期の決定
- 第3 議案第24号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）について
- 第4 議案第27号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について
- 第5 議案第25号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について
- 第6 議案第26号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について
- 第7 議案第28号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 第8 議案第29号 財産の取得について
- 第9 議案第30号 財産の取得について
- 第10 議案第31号 財産の取得について

○出席議員（10名）

1番	須河	徹	君	2番	泉	愉	美	君		
3番	工藤	弘	喜	君	4番	谷口	武	彦	君	
5番	河端	芳	恵	君	6番	西森	信	夫	君	
7番	山田	日出	夫	君	8番	余湖	龍	三	君	
9番	仁木	義	人	君	10番	西山	由	美	子	君

○欠席議員（0名）

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した人

町	長	菊池	一	春	君
副町	長	森谷	清	和	君
総務課	長	伊田		彰	君
企画財政課	長	篠田	康	行	君
町民課	長	元谷	隆	人	君
福祉保健課	長	谷方	幸	子	君
福祉保険課業務監		今田	朝	幸	君
農林商工課	長	大里	孝	生	君
建設課長・上下水道課長		渡辺	克	人	君
元気なまちづくり推進室長		坂井	毅	史	君
会計管理者		八鍬	光	邦	君
教育委員会教育長		林	秀	貴	君
管理課	長	高橋		治	君
子ども未来課	長	山本	正	徳	君
社会教育課長・図書館長		山田	洋	通	君
農業委員会事務局	長	原口	周	司	君
監査委員		平塚	晴	康	君
選挙管理委員会委員長		森下	直	治	君

○職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	山	内	啓	伸	君
議会事務局係長	吉	村	章	子	君

◎開会の宣言

○議長（須河 徹君） 皆さま、ご苦労さまです。

それでは、定刻になりました。

ただいまから、令和2年第2回訓子府町議会臨時会を開会いたします。

◎議会運営委員長の報告

○議長（須河 徹君） 西森議会運営委員長から本日の議会運営について報告をいただきます。

○議会運営委員長（西森信夫君） おはようございます。

それでは、ただいま議長からご指示がありましたので、議会運営委員会から報告を申し上げます。

本日の午前9時から議会運営委員会を開催いたしまして、令和2年第2回臨時議会の運営について協議をいたしました。

本臨時会に町長から提出されている議案は8件であります。

なお、本臨時会については、町長からの行政報告はありませんので、令和2年第2回臨時町議会招集の挨拶を受けることとなっておりますので、よろしくお願いをいたします。

続きまして、会期につきましては、本日1日間といたします。

また、議事日程につきましては、お手元に配付の資料のとおりでありますので、ご覧になっていただきたいと思えます。

新型コロナウイルス感染症対策といたしましては、本臨時会においても、マスク着用、手指の消毒、換気対策など、感染予防のため、引き続き取り組むことといたしました。

以上のとおり議会運営委員会で決定いたしましたので、議員ならびに説明員の皆さまのご理解とご協力をお願い申し上げ、議会運営委員会からの報告とさせていただきます。

○議長（須河 徹君） ご苦労さまでした。

◎開議の宣告

○議長（須河 徹君） 本日の出欠報告をいたします。

本日は全議員の出席であります。

なお、坂本農業委員会会長から本日欠席する旨の報告がありました。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付してあるとおりであります。

◎諸般の報告

○議長（須河 徹君） 日程に入るに先立ち、事務局長に諸般の報告をさせます。

○議会事務局長（山内啓伸君） 本臨時会の説明員ならびに閉会中の動向につきましては、印刷の上、お手元に配付のとおりであります。

なお、本臨時会に町長から提出されております議件につきましては、議案が8件でございます。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） 以上をもって、諸般の報告を終わります。

◎会議録署名議員の指名

○議長（須河 徹君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は会議規則第125条の規定により議長において、2番、泉愉美君、3番、工藤弘喜君を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（須河 徹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は1日間と決定しました。

◎町長挨拶

○議長（須河 徹君） ここで、本臨時会招集にあたり、菊池町長からご挨拶がございましたので、発言を許します。

町長。

○町長（菊池一春君） ただいま、議長のお許しをいただきましたので、本臨時会招集のご挨拶をさせていただきます。

本日、第2回臨時町議会を招集申し上げましたところ、全員のご出席をいただき厚くお礼を申し上げます。

新型コロナウイルス感染症につきましては、昨日までで全国1万5,553人、道内921人、管内52人を数え、感染者数は減少しているものの依然として終息する気配は見せておりません。

国では4月7日に7都府県、4月16日には全国を対象とする緊急事態宣言を発出し、5月4日にはさらに5月31日までの延長を決定するとともに、中間では専門家会議の意見を聴き、期限前の一定範囲での緩和や解除の検討を行うこととされました。

さらにまた、今日、北海道一円に緊急メッセージが発議される予定でございます。

既に、手元に届きましたので、ご紹介をさせていただきます。

札幌市では、緊急事態宣言後も感染の拡大が続いており、日本で最も厳しいとも言える状況にあります。今、取り組みを徹底しなければ、札幌市から全道に感染が広がり、蔓延してしまう恐れがあります。そうなれば、皆さんにとって必要な医療が受けられなくなります。こうした事態を避けるため、医療従事者の方々は日夜、懸命に闘っています。札幌市民の皆さん、道民の皆さんが心をつなげて、今週末は特に「いまでできること」をしてください。そして、「3つの密」を徹底的に避け、感染を予防する「新しい生活様式」に取り組みましょう。1、札幌市民の皆さんは、とにかく家にいる。2、道民の皆さんは札幌に行かない。3、道内外の皆さんは都道府県間の行き来はしない。令和2年5月8日、北

海道知事鈴木直道、札幌市長秋元克広、北海道市長会長山口幸太郎、北海道町村会長棚野孝夫、以上のメッセージが今日、全道に発表される予定でございます。

今の状況を見ていると非常に厳しい状況であるということについては、変わりはないところでございます。

本町においても感染防止のための活動自粛によって、計画していた開町100周年、町制施行70年記念事業のNHK公開録音「真打ち競演」をはじめ、「町民オリンピック」「町民芸術劇場」のほか、夏の一大イベントであります「ふるさとまつり」の中止が決定したほか、小中学校の臨時休校、公民館、スポーツセンターなどの公共施設の休館、そのほかさまざまな社会活動も中止、延期など大きな影響を受けております。

また、不要不急の外出抑制や北海道の休業要請による飲食店等の経済活動も大きな影響を受けているところであり、今議会では緊急対応期として、緊急に実施する新型コロナウイルス感染症対策を提案させていただいております。

それでは、本臨時町議会に提案しております議案などの概要を申し述べましてご理解を賜りたいと思います。

まず、一般会計の補正予算案については、新型コロナウイルス対策として、国が進める一人10万円の特別定額給付金事業が事務費を含め4億9,796万2千円、本町独自対策として、この間の外出自粛要請に伴う経費や衛生用品の購入などの支援のため、1人5千円の商品券を配布する事業などに3,502万6千円を計上し、総務費全体では、5億3,298万8千円を計上。

民生費でも、新型コロナウイルス対策として、子育て世帯の臨時給付金事業で、事務費とあわせて580万円を計上し、一般会計総額で5億3,878万8千円の追加補正を提案させていただいております。

次に、国民健康保険特別会計の補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策として傷病手当金の100万円を計上する追加補正を提案させていただいております。

次に、条例の制定についてであります。

町税条例等の一部を改正する条例、国民健康保険条例の一部を改正する条例、訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例を提案させていただいております。

次に、財産取得につきましては、スクールバスが2件、学校給食センター配送車とあわせて、3件提案させていただいております。

以上、議案8件の提案をさせていただきますが、議案の詳細につきましては、各担当課長等から説明させますので、ご審議を賜りますようお願い申し上げます、本臨時議会招集のご挨拶とさせていただきます。

#### ◎議案第24号

○議長（須河 徹君） 日程第3、議案第24号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提出者からの提案理由の説明を求めます。議案書1ページです。

企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） 議案書の1ページをお開きください。

議案第24号 令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）の説明を申し上げます。

まず、第1条では、歳入歳出それぞれ5億3,878万8千円を追加し、予算総額を歳入歳出それぞれ48億6,708万6千円とするものでございます。

第2項にありますように、この補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、次のページの第1表のとおりであります。これにつきましてはご覧いただくこととし、この後3ページ以降の事項別明細書により説明させていただきます。

それでは、早速、事項別明細書の説明をさせていただきますが、歳出を中心に行い、最後に歳入の説明を行いたいと思います。

まず、歳出の4ページをご覧ください。

2款、1項、8目、企画費の事業区分、特別定額給付金事業では、国の10割補助の事業で、町が実施主体となり、基準日の4月27日において住民基本台帳に登録されている者へ1人につき10万円を給付する事業です。

まず、報酬では、給付事務に要する事務補助員の報酬として86万3千円の追加。

職員手当等では、職員の時間外手当として176万6千円の追加。

旅費では、道との連絡調整に係る職員旅費として5千円の追加。

需用費では、消耗品費、車両燃料費、印刷製本費として合わせまして769万4千円の追加。

役務費では、通信運搬費、手数料、広告料として、合わせまして144万6千円の追加。

委託料では、給付に要するシステム導入費としまして99万円の追加。

使用料及び賃借料では、電子複写機借上料、印刷機械借上料として、合わせまして39万8千円の追加。

負担金、補助及び交付金では、特別定額給付金としまして4億8,480万円の追加です。

次のページの8目、企画費の事業区分、新型コロナウイルス対策事業ですが、需用費の消耗品費では、町外に住む学生が新型コロナウイルスの影響でアルバイト収入の減少や保護者の収入が減少し仕送りが厳しくなっている可能性もありますことから、学生を応援することを目的としまして、お米などを届ける「学生応援ふるさと小包事業」を実施しようとするもので、その品物にかかる経費46万7千円。

他に、新型コロナウイルス感染予防対策としまして、町でマスクをさらに2万枚備蓄するため132万円とし、合わせまして178万7千円の追加。

役務費では、先ほどご説明しました「学生応援ふるさと小包事業」の品物を送る送料としまして14万5千円と、他に「新型コロナウイルス感染予防対策生活支援事業」を実施し、町民においても日常的に感染予防対策に取り組まれており、各家庭への生活支援として1人5千円の商品券を配布しようとすることから、その商品券の郵送料として86万9千円で、合わせまして101万4千円の追加です。

委託料では、先ほど説明いたしました「新型コロナウイルス感染予防対策生活支援事業」にかかる事務費と商品券代となりますが、配布を商工会に委託することから2,472万5千円の追加。

負担金、補助及び交付金では、「経営継続支援事業補助金」を実施し、新型コロナウイルスの影響により、売り上げが減少している飲食業、宿泊業、観光業者を対象に、今後も町内で経営を継続することを条件としまして、25件の事業者に対して一律30万円を補助

しようとするもので750万円の追加となっております。

その下の表の3款、2項、1目、児童福祉総務費、事業区分、子育て世帯臨時特別給付金事業ですが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた子育て世帯を支援する目的で児童手当受給世帯に臨時特別の一時金が6月定期払いに合わせて対象者1人当たり1万円支給されるもので、事業費につきましては、こちらについても国の10割補助となっております。

職員手当等では、職員の時間外手当として3万4千円の追加。

旅費として3千円の追加。

需用費では、印刷製本費4千円の追加。

役務費では、通信運搬費2万6千円の追加。

委託料では、システム導入費として49万3千円の追加。

負担金、補助及び交付金では、対象者に対する子育て世帯臨時特別給付金524万円の追加となります。

その下の表は、今回、特別定額給付金事業と子育て世帯臨時特別給付金事業で会計年度任用職員として事務補助職員を雇用し、報酬の補正予算の提案をさせていただいております。これにより、給与費明細書も変更になっておりますので後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に、3ページに戻りまして、歳入になります。

上の表の14款、2項、1目、総務費国庫補助金では、歳出のところで説明しました特別定額給付金事業の補助金としまして4億9,796万2千円を追加。

2目、民生費国庫補助金では、子育て世帯臨時特別給付金事業補助金として580万円の追加。

その下の、18款、1項、1目、財政調整基金繰入金では、予算の財源調整として3,502万6千円の追加となっております。

最後に、別に配付しております資料1の財政調整基金及び特定目的基金の保有状況（見込）をご覧いただきたいと思いますが、今回の補正予算の結果、一般会計の基金保有高見込みは、右側の下から4行目にありますように35億5,190万2千円となっております。

以上、令和2年度訓子府町一般会計補正予算（第2号）の内容について、説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 提案理由の説明が終わりました。

これより、質疑を行います。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

3番、工藤議員。

○3番（工藤弘喜君） 3番、工藤です。それでは、1、2点ちょっとお伺いしたいんですけども、まず、これは本町独自の、5ページに関わることですけれども、本町独自の新コロの対策事業ということだと思んですが、この中で、いわゆる何て言うんですか、経営継続支援事業補助金という、750万円の関係ですけれども、この中の売り上げ減少の25件ということなんですが、この売り上げ、いわゆる基準と言いますか、どういう減少、どの程度の減少でというか、そういうその基準はどういうふうになっているのかとい

うことを1点。

それから、もう一つは、この25件の中に、例えば、先ほど説明がありましたように、飲食業だとか旅館とか宿泊業というんですか、そういうことも含めて、その他に、例えば福祉施設がありますよね、もりの風ときらきら本舗、この二つの事業所も含めて、いろんな事業も、いわゆる自賄というか、そういう形でもやっておられるんですけども、この新コロの関係、影響も含めて、その辺ないのかどうか、そういうことについても検討され、この25件の中に含まれるのかどうかも含めて、ちょっと考えを聞かせていただきたいなと思います。

以上です。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、経営継続支援事業補助金750万円の売り上げの基準ということでしたけども、今回につきましては、先ほど説明しました飲食業、宿泊業、それから観光業ですけども、大きな影響を受けている、直接的に影響を受けているだろうということでの取り急ぎの補助ということで、売り上げが何十パーセントかとかっていうことではなくて、一律に30万円給付するということで考えております。

それから、業種ですけども、今のところ押さえているのは、飲食業で18件、それから宿泊業で2件、観光業で1件で、合計で21件になりますけども、町で抑えきれてない部分もあることを想定しての25件で、総額で上げさせていただいています。今、きらきら本舗ともりの風ということでお話ありましたけども、きらきら本舗につきましては、たんぼぼ、役場庁舎に喫茶ありますけども、そこが飲食業のところに該当するというので、そこには補助を予定をしております。もりの風については、ここの今の業種には該当しておりませんので、今回の補助金については、今のところ対象ではないということになります。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

工藤弘喜君。

○3番（工藤弘喜君） 2回目の質問になるんですが、今のことに関わってなんですが、たんぼぼさんについては飲食業ということも含めて考えると当然そこに含まれるということなんですが、もう一つはやっぱりもりの風にしましても、外注でさまざまな仕事、例えばその中身が今現時点でどういう仕事を受けているか、ちょっと詳細なところはわかりませんが、そういう部分での、いわゆる仕事の減少といいますか、そういったこともあり得るとしたらね、やっぱりそういうことも含めて考えてあげていいのかなというふうな思いもしますんで、そういう実態をやっぱりきちんと捉えていただきたいなというふうに思います。そういう面では、今後に向けてね、取り組みも含めて、この中の事業の中で進めていただきたいなということでもあります。

それともう1点、歳入の方に関わることなんですが、3ページで出てましたけれども、直接今回はこの中で触れてはいませんが、地方創生臨時交付金というのが大きな財源になるというふうになってくると思うんです。この町独自の事業ということになれば、その辺も含めて、これが例えばこの新型コロナウイルス対策事業の本町としての財源の要になる部分ではないかなというふうに思いますので、その辺の見通しも含めて、これは全



国的には1兆円、あるいは1兆円を上回るものということで、日々こう出てますけれども、本町として、どの程度の臨時交付金を見込んでいるのかどうか、そしてその有効活用も、これはもう第2弾、第3弾も含めて、当然あり得ることですので、そういったことも含めた検討がされているのかどうかをお伺いいたします。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） まず、一つはですね、今回のこの特別のものについてはですね、10万円はもちろんですけれども、私どもとして一番影響の受けている飲食業、それから観光等々のですね、旅館業含めてということです。基準はないです。率直に言います。減収がなんぼかっていうことは、ちょっと避けようと、今回。できるだけ一番、商工会の調査等々の結果も見てですね、影響を受けている業界に大家、店子含めて30万円をまず給付しよう。これはですね、国のやり方を見ていてですね、非常に手続が面倒だとか、いろんなことがありますから、その点でいくと、これについては、まずは第一弾として、今言った21件でしょうか、これをきちんと適切に早く支出するという基本的な考え方に基づいてやっているということですので、その中にたんぼぼは入っています。もりの風についてはですね、これは福祉施設含めてですね、施設長に静寿園も含めて直接来ていただいて、状況の把握に努めた中で今回は含めていないということが状況ですから、さらに今後の中でこういった必要性があった時には、即、対応するということになるのではないかなというふうに考えておりますので、ご理解いただきたい。

それから、1兆円の交付金ですけれども、本町としては、今の段階で6,143万2千円が本町にもう支払われているという予定ということですので、これは適切にまたさらにこれらの本町独自で支出している部分、これからも予想されることも含めてですね、適切に対応していきたいと考えています。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、河端議員。

○5番（河端芳恵君） 4ページの定額給付金のところで何点か質問させていただきます。これは今現在4,848人の人口ってということで算出されていると思うんですが、この基準日はいつなのか、またこれから出生される方、既に母子手帳をもらって、そういう方は今回対象にはならないと思いますが、そういう方に町独自で何かできないのかってことと、それと今、申請したら、いつ手元に届くのかというのが、町民の方の大きな関心だと思いますが、その町民の方が手に入る時期は具体的にどのぐらいの日数がかかるのか。既に東川町では金融機関の無利子融資として、金融機関とタイアップして既に貸し付けという形で取り組みされて、既に利用者も多いようですが、そのような取り組みだとか、いろんな迅速に手元に届けられるような手立てというのはないのか伺います。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず1点目のですね、基準日、4月27日の住民基本台帳で登録されている方が対象になるんですが、ご意見のとおり、その後生まれた28日以降にですね、出生された方については対象にはなりません。町独自というお話があったんですが、現在のところ、そういったことは想定して考えておりません。

2点目のですね、いつ頃給付がされるのかということなんですが、今、私どものスケジュールでいいますと、まずですね、5月20日頃までにはですね、皆さまのところへです

ね、申請書届くように、今動いておりまして、支給につきましては、第1回目がですね、5月の22日には支給するように準備を進めているところでございます。

それと3点目の東川町の融資などの対応でですね、迅速なという支給ができないのかと。何かできないのかというご質問だったんですけども、これちょっと制度的なお話をさせていただきますが、DV、ドメスティックバイオレンスですね、これらで住民票が置いてある町と違うところに居住されている方、この方につきましては、一応、全国一律の原則の期間がありまして、4月30日まで避難されている自治体に申し出をするということになっております。それで、その申し出を受けた自治体はですね、5月1日から5月8日、今日までですね、今日までの間にその連絡調整をするということになっております。ですので、その前にですね、支給をしてしまうと支給停止かけることができるのができなくなってしまいますので、事務の手続きとしましては、今日の終日を待って対象者を確定させてから次の事務作業に入るといったことが適当ではないかと考えておりますので、そのような事務を粛々と進めさせていただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

西山議員。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。今の定額給付金について、もう1点伺います。

世帯数を教えていただきたいと思えます。

それと今、DVの関係のお話されましたが、4月24日から4月30日までが申出期間中と広報の中に折り込みの中に書いてありましたが、本町において、その該当があるのかどうか伺いたします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず、1点目の世帯数です。世帯数につきましては2,096世帯でございます。

それと2点目のですね、該当があるかということにつきましてはですね、この場ではちょっと控えさせていただきたいと思えます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

余湖議員。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。一つだけ伺います。二つです。

特定、今話題になっております特定定額給付金事業について伺います。今の質問の答えでは、5月20日頃申請書が届くという形で進めているんだということで、私としては訓子府町の場合はもっと早くやってくれるんじゃないかなと。十日にはもう出す体制があるというふうなこともお聞きしてたんですけども、これ貸し付けでやっている東川とか湧別とかありましたけども、そういうのとは別にしても事務処理の問題じゃないかと思えますので、今日、基本的には今日、臨時会が通れば、もうすぐ申請書を各世帯に送れるんじゃないかと思ったんですけども、20日というようなことでいきますと、これから申請書を作るとか、そういう段階なのかなということで、いろんな臨時職員とかシステムとか、いろいろあるとは思いますが、そこら辺については、やはりそういう今、20日という話を聞くとどうしても遅いんじゃないかなというふうに感じてしまうんですけども、そこら辺の見解をお聞きしたいと思います。

それともう一つ、企画費の中で、アルバイト学生に対する応援ということで、ふるさと小包で品物を送ると。47万円程度ということですが、これについて、対象者の人数といえますか把握はどういうふうになっているのか、その点もお伺いします。

以上です。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず1点目のですね、もう少し事務を早く進められないのかということですが、もう少し詳しく事務スケジュール申し上げますが、今日を待ちまして、この後ですね、システム改修費計上させていただいておりますが、このシステム改修をすぐに行います。その作業がですね、来週の火曜日に終わります、その後ですね、対象者に申請書を印刷して封詰め等も作業して発送につきましては15日から発送を始めたいと思っております。いっぺんに届きませんので、一番最後でも20日ぐらいまでになってしまうかということで一番後ろの日をちを申し上げさせていただきました。それですね、ほかの、今おっしゃられた湧別とか東川の例あったんですけども、先ほど申したとおりですね、迅速かつ的確に国の方でも支給しなさいということが言われていますが、迅速はもちろんなんです、迅速でも的確が伴ってないと、いろいろと問題があると思いますので、そこの辺をご理解願いたいなと思っております。

それと学生の小包ですね、応援の小包の対象者ですけども、一応、卒業生、年齢は大体、数値、理論的に出してみても90名をみておりますが、90名を応募の形で受け付けて、応募のあった方に送らせていただくといった方法をとりたいと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） 余湖議員。

○8番（余湖龍三君） 8番、余湖です。今のことについて、よくわかりました。給付事業について、そういう形でいくということがわかったんですけども、ですから今、今日の臨時会が通らなければ、そのシステム改修が認められないから今日以降になるということだとすれば、それはちょっと早く出すつもりがあるならば、やはりそういうシステム改修とかそういうのは事前にできることじゃないかなと私は思い、お金のこと以外でいけば、先にやって、やはりそういう準備をしてでも1日でも早い、1週間でも早い配布ができるような形をとるべきじゃなかったと思うんですけども、そこら辺を詳しく、もう一言お願いしたいと思います。

それと今、二つ目の学生90人ということで、これは申し込みを受けるということで、事前にその連絡といえますか、広報的なものというのは、どういう方向でするのか教えてください。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず1点目のですね、システム改修、もう少し早くできないのかというご意見でしたけれども、これはですね、国の方からもですね、できるだけ早く着手してほしいということで連絡は受けておりますので、これから頼むのではなくてですね、実はもう準備はかなりシステム会社の方にはお願いしているところです。それと先ほどの申した人数の確定とですね、そのシステム改修作業、合わせまして、この12日がどうしてもこの日じゃないとできないという調整をしておりますので、ぎりぎりになって始めている訳ではなくてですね、そこの辺、既に動き出しているということをご理解願

いたいと思います。

それと学生の応援小包なんですけど、一応、6月号の広報でホームページ等ですね、あと他にも町内にある新報さんとか使ってますね、募集かけまして、6月いっぱい募集期間をまず設けて、その後に発送作業に入ろうかと思っております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

7番、山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） 7番、山田です。一つだけお聞きします。4ページの特別定額給付金、対象者の把握は今、るる説明ありましたが、申請主義だということなんですよね、それで国の財務大臣がほしい人が手を挙げればいいような発言もあって、ちょっと庶民感覚にかけ離れてるなと私は非常に情けない感じを受けましたけども、全国津々浦々申請主義ということであれば、申請しにくい住民は必ずいると思うんですよ、そういった対策は考えているのだろうか。この給付金というのは、もう全国民に広く早く行きわたるよというのが一番の狙いだと思います。だから申請しにくい、例えばお年寄りだけの世帯だとか、いろいろいるかもしれません。その対策はどうなっているか。もう申請主義なんていうのは名ばかりにしてほしいんですよ、申請主義なんていうのは名ばかりにしてほしい。全員が余湖さんの意見ともちょっと似てるところあると思うんですけども、早く行きわたることにどのような対策をされるかお聞きします。

○議長（須河 徹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（篠田康行君） まず、大原則としまして、一般的な送付して申請される方はされるということなんですけれども、おっしゃるとおりですね、体のご不自由で自分で申請されない場合、そういったことも当然あるかと思えます。一応、制度上ではですね、ご本人による申請が困難な場合はですね、4月27日時点で申請者の属する世帯の世帯構成者、それから法定代理人、その他、平素から申請受給対象者の身の回りの世話をしている方で町長が認める方ですね、この中にはですね、民生委員等も含まれております。ですのでまず一旦ですね、申請書を送っていただいた後に、まだ、100%をできるだけ目指したいと思っておりますので、また再通知させていただく予定です。それでもどうも出てこないということであればですね、その出てこない申請されていない方の中身をちょっとみさせていただいて、何らかの措置をですね、考えていこうかと思っておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

7番、山田日出夫君。

○7番（山田日出夫君） ぜひ、丁寧な対応をお願いしたいと思います。支給率というか申請率というか言い方がわかりませんが、これらも限りなく100に、100%に近づかないと本末転倒になると思うんですよ、この制度自体が。それは行政の姿勢が問われていると思います。私この緊急の時にどういう丁寧な仕事ができるか、すべきか、本当に僕は願っているし信じていますけども訓子府町は。ぜひとも丁寧な、しかも早くですね、対応していただきたいと思えます。今、少しの方法、一つの形示されましたけども、町長何かありましたら、町長にお伺いしたいと思います。

○議長（須河 徹君） 町長。

○町長（菊池一春君） 山田議員の言うとおりで、おっしゃるとおりでございますので、事務方含めて、もうこの間、最善の努力をしてるつもりでございますし、それから行き届かない、あるいは受け取らないなんて方も出てくるやもしれませんので、これらも含めて丁寧に対応していきたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

6番、西森議員。

○6番（西森信夫君） 6番、西森です。商品券の取り扱い業務に関して質問したいと思います。これ全町民に1人これ5千円という話だったと思っております。以前、副町長から5千円を配るんだってということが商品券に変わったような説明がありましたが、これに関して、訓子府町内の商店、すべての商店が使えるような商品券なのか、限定される商品券なのか、商工会で出しているようなプレミアム商品券とは違うのか、そこら辺の詳細を説明をお願いします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、商品券のお店ということだったんですけども、お店については、商品券、新しく印刷かけます。これから今、募集始めるんですけども、商工会に入っている会員以外でもすべて、お店の方がやってくれるという条件なんですけども、やっていただけるということでご了解いただければ使えるようにはしたいと考えています。

それから例えば施設の方、静寿園とかに入っている方でしたら、買い物とかなかなかできない部分もありますので、施設の利用料や病院の受診などについても、その施設とか病院が了解いただければですけども、使えるようにはしたいと考えております。

以上です。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

10番、西山由美子君。

○10番（西山由美子君） 10番、西山です。今の商品券に関連して1点お伺いします。これは今、その商品券が使えるところをこれから、この議会後に、議決後に募集をかけるということですが、その日程的なものと、それからこの商品券が給付金と同じ、その日にち、住民票の関係はどういうふうになって、同じなのか、それから同時に発送するのか、そこら辺のこれからの日程的なものを答えていただきたいということと、5千円の商品券の使用期間などもお願いいたします。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） まず、基準日ですけども、5月15日に発送予定となっておりますので、そこまで、5月15日基準で商品券発行したいと思っております。それから日程、今日、今、議会でご承認いただければ、今日以降、お店の方、商工会員については、商工会の方にもご協力いただきながら、それ以外については、新報さん13日発行ですか、その全戸配布ありますので、そこでのチラシの折り込みと、あと前回、プレミアム商品券発行しておりますけども、その対象については職員で回って、今回もやっていただけますかということでお願いには伺おうと思っております。

商品券の使用期限ですけども、9月の30日までを期限としております。

以上でございます。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

9番、仁木議員。

○9番（仁木義人君） 5ページの8の企画費の中の、先ほどお話あった、経営継続支援事業の補助金の750万円なんですけども、今回もちろん飲食店、宿泊、観光っていう部分が大きなダメージがありまして、取り急ぎっていうお話があったんですけど、私の方もちょっと商工会に問い合わせして、どれぐらいの町内の業者の方が売りが上がっているのかわからない部分なんですけど、かなり今回の部分で小売業ですとか、今回の飲食ですと、今回対象に含まれないお店、商店というのかなりダメージがあるんですけど、これからいろいろな部分での補助ってあるんですけど、この取り急ぎの部分に含まれるという予定、話はなかったんでしょうか。

○議長（須河 徹君） 元気なまちづくり推進室長。

○元気なまちづくり推進室長（坂井毅史君） 今、小売業と、先ほど3業種ですか、挙げた以外のっていうことだったんですけども、まずは大きな影響を受けているだろう、この3業種に絞ったということで、ほかにも小売業とか製造業などでも影響を受けているという話もお聞きしますので、それについては、今回、対象じゃありませんけども、国や道、国とかでも例えば融資ですとか、今、無利子の、あと据え置きとかっていうの新しく出てきたりしていますので、その辺の状況も見ながら、出来る限り早期に対応していきたいと考えております。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

5番、河端議員。

○5番（河端芳恵君） 今の企画費の中の商品券取り扱い、これについてなんですけど、これの対象地域が飲食、宿泊、観光ということですが、訓子府の小売店の中でも学校給食に納品しているところが、学校休みになって、材料を納品できなかつたりして、大変困っている小売業者もいると思います。それで、その業者、訓子府にそんなに何件もありませんが、その業者もぜひこの対象に入れてほしいなって思いますが、いかがですか。

○議長（須河 徹君） よろしいですか、はい。

○5番（河端芳恵君） 商品券はすべての店で使えるということですね、わかりました。すいません。

○議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。

町長。

○町長（菊池一春君） 商品券の5千円はですね、最初、メロンスタンプ、メロン券を使おうかと思った。だけど、それやると入っていないところも結構あるんですよ。それで独自に商品券作ろうと。これは例えばさつき室長からも言いましたように、静寿園に入所している方が買い物行けないじゃないかと。例えばその入所料の料金にこの商品券を使うことができないかと。こういったことも含めてですね、商工会で入っている方々、さらに枠を広げて、広く使っていただける。例えばセブンイレブンもセイコーマートもそうでしょうし、農協もそうでしょうし、いろんな業界の方々に協力をいただいて、より広くこの5千円が活用していただけるような状況をできるだけ早くしたいと。商工会に加盟されている方はもう即ご理解いただけると思うんですけども、ですから給食関係でやっている業界も含めて、そこのお店で買い物することは十分できることですので、ご理解いただきたい

と思います。

- 議長（須河 徹君） ご質疑ありませんか。  
質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
まず、本案に対する反対討論の発言を許します。  
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（須河 徹君） 次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。  
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

- 議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより、議案第24号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

- 議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎議案第27号、議案第25号

- 議長（須河 徹君） この際、日程第4、議案第27号、日程第5、議案第25号は、関連する議案なので、一括議題といたします。  
各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。  
まず、議案第27号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書25ページです。  
福祉保健課業務監。

- 福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、議案書の25ページをお開き願います。  
議案第27号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきます。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものであります。

今回の改正につきましては、国の新型コロナウイルス感染症対策本部が決定しました新型コロナウイルス感染症に関する緊急対応策の中で、被用者が発熱等の症状があり、感染が疑われる場合を含め、感染等した場合に休みやすい環境を整備することが重要であることから、国民健康保険において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当金を支給する内容が盛り込まれ、国や道から市町村等に傷病手当金の支給に向けた条例整備について要請されているものでございます。今回の改正は、特例的、時限的な対応であることから、本則ではなく附則で改めることとし、制定附則を今回の追加規定も含めた条建てに置き換えた改正としてございます。

改正の概要ですけれども、国民健康保険の被保険者であります被用者のうち、次に該当する場合に傷病手当金を支給するものでございます。

給与の支払いを受けている方が新型コロナウイルス感染症に感染、または発熱等の症状

があり感染が疑われる場合に限り、療養のため労務に服することができない方が対象となります。

支給対象となる日数につきましては、労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間で、ただし、給与収入の全部または一部を受けることができる方に対しては、これを受けることができる期間は、傷病手当金を支給しません。なお、受けることができる給与収入の額が規定により算定されます傷病手当金の金額より少ないときは、その差額を支給するものでございます。

1日当たりの支給額につきましては、直近の継続した3か月間の給与収入の合計額を就労日数で除した金額の3分の2とし、支給適用期間は、令和2年1月1日から規則で定める日とし、最長1年6か月までとするものでございます。

このページの下の説明欄になりますけれども、今回の改正につきましては、新型コロナウイルス感染症に感染または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けているものに対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給するため、改正をしようとするものでございます。

それでは、記以下について、別紙26ページをご覧いただきたいと思えます。

国民健康保険条例の一部を改正する条例。

国民健康保険条例（昭和34年条例第6号）の一部を次のように改正する。

附則を次のように改める。

新旧対照表を載せてございますので、28ページをご覧いただきたいと思えます。

表の右側が現行、左側が改正案となっております。改正部分に下線を引いてございます。先ほど、改正の概要につきまして説明させていただきましたので、ここでは附則条文で定める事項としまして、まず、第1条には、制定附則の施行期日を。

第2条には、「新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金」に関する事項としまして、対象者、支給対象となる日数、支給額、支給適用期間の規定を。

第3条、第4条には、傷病手当金の対象者が給与等の全額または一部を受けている場合等の規定となっております。

27ページにお戻りいただき、附則で施行期日について規定してございます。

この条例は、公布の日から施行し、改正後の附則第2条から第4条までの規定は、傷病手当金の支給を始める日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間、適用するものでございます。

以上、議案第27号 国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第25号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）についての提案理由の説明を求めます。議案書7ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） 議案書の7ページをお開き願います。

議案第25号 令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、提案理由の説明をさせていただきます。

今回の補正につきましては、今申しました条例改正でもお話ししたけれども、新型コロナ



ナウイルス感染症に感染、または感染の疑いのある国民健康保険被保険者であります被用者に対する傷病手当金支給に伴う関係経費を補正するものでございます。

令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるものとし、第1条にありますように100万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ8億4,190万円とするものであります。

第2項の補正の款項の区分ごとの金額等につきましては、8ページの第1表 歳入歳出予算補正の表のとおりでございますので、ご覧をいただくこととし、内容につきましては、9ページの事項別明細書により説明させていただきます。

9ページの方をご覧いただきたいと思います。

下段の歳出から説明させていただきます。

2款、6項、1目、保険給付費の傷病手当金は、今回、新規科目となりますけれども、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染の疑いのある被保険者に対する傷病手当金の支給にかかる費用3名、3か月分としまして、100万円を計上するもので、この算出根拠ですけれども、厚生労働省から示されております1か月当たりの対象者数および支給額の算定方法に基づいて算出させていただいております。

上段の歳入の方ですけれども、2款、1項、1目、2節、特別交付金の特別調整交付金分(市町村向け)ですけれども、歳出の方の説明させていただきました傷病手当金の支給にかかる費用につきましては、全額、国からの特別調整交付金で措置されますことから、歳出と同額の100万円を追加するものであります。

以上、令和2年度訓子府町国民健康保険特別会計の補正予算の内容について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長(須河 徹君) 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより一括議題の議案第27号、議案第25号の質疑、討論、採決に入ります。

一括議題の質疑に当たりましては、議事進行上、会議規則第55条ただし書きを適用し、議長が指定した議案ごとに1人につき2回まで質疑をすることを許します。

はじめに、議案第27号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第27号の質疑を終了いたします。

次に、議案第25号の質疑を許します。

ご質疑ありませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 質疑がないようですので、議案第25号の質疑を終了いたします。

以上をもって、一括議題の質疑を終了いたします。

これより一括議題の討論を行います。

討論にあたっては、議案番号を指定してから討論願います。

討論ございませんか。

(「なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、一括議題の議案第27号、議案第25号の採決をいたします。  
討論のなかった案件については、一括採決をいたします。  
議案第27号、議案第25号は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、議案第27号、議案第25号は、いずれも原案のとおり可決されました。  
ここで昼食のため、休憩いたします。  
午後は1時から行いますので参集願います。

休憩 午後12時05分

再開 午後 1時00分

○議長(須河 徹君) それでは、定刻になりました。

休憩を解き、会議を継続いたします。

◎議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号

○議長(須河 徹君) 次に、日程第6、議案第26号、日程第7、議案第28号、日程第8、議案第29号、日程第9、議案第30号、日程第10、議案第31号を議題といたします。

各案に対する提出者からの提案理由の説明を求めます。

まず、議案第26号 町税条例等の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書10ページです。

町民課長。

○町民課長(元谷隆人君) 議案第26号 町税条例等の一部を改正する条例の制定について、提案理由を説明させていただきます。

町税条例(昭和25年条例第8号)等の一部を改正する条例を次のように制定しようとする。

今回の条例改正は、本年4月1日に地方税法の一部を改正する法律および地方税法施行令などの一部を改正する政令が施行されたことに伴い改正するものです。

それでは、記以下について、ご説明させていただきます。

改正条文については、11ページから1条、2条、3条建てで、議案書19ページまで記載されております。長文かつですね、複雑であるため、20ページ以降の「町税条例等の一部を改正する条例の概要」により、主な改正点のみ説明させていただきます。

それぞれ項目の表の下に適用日、施行日を記載しておりますが、この説明は省略させていただきます。

それでは、第1条による改正を説明します。

項目1の個人の町民税の非課税の範囲(第24条)は、前年の合計所得金額が135万円以下で児童扶養手当の支給を受けている方を対象にしているひとり親だったんですけれども、児童扶養手当の支給に限らずひとり親を対象とする規定の改正でございます。

項目2の所得控除(第34条の2)は、所得控除にひとり親の規定を追加し、合計所得

金額が48万円以下で生計を一つにする子どもを有し、かつですね、前年度の合計所得金額が500万円以下であれば30万の所得控除を創設するものでございます。

また、寡婦控除、寡婦、婦人の方でございますけども、合計所得金額が500万円を超えても、扶養親族があれば26万円の所得控除がありましたが、今回この規定を対象外にするものでございます。

ずっと飛びまして、項目7でございます。項目7の固定資産税の納税義務者等（第54条）は、固定資産の所有者が不明な場合、一定の調査をしても不明の場合については、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その旨を使用者に通知し、その者に課することができる規定でございます。

二つ飛びましてですね、項目10のことに説明させていただきます。項目10の現所有者の申告（第74条の3）は、新設された規定でございまして、登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間、当該土地、家屋を現に所有している者に対して、賦課徴収に必要な事項を申告させることができる規定でございます。

飛びまして、項目12です。たばこ税の課税標準（第94条）は、軽量の葉巻たばこ、シガーと言われるものなんですけども、この課税標準について、現在の葉巻たばこというのは、重量課税でございまして、製品重量が1gを紙巻たばこ1本と換算して課税しております。このシガーの製品重量は非常に軽量なため、税負担がとて低くなっておりまして、この製品を令和3年10月1日から紙巻たばこと一緒に、1g未満を1本と換算するため、2段階において増税することとなっております。令和2年10月1日から1段階目として、税率は0.7g未満、0.7本に改正する規定でございます。

飛びまして、項目16です。課税額（142条）は、地方税法施行令の改正に伴い、国民健康保険税の医療分である基礎課税の限度額が、限度額ですね、現行61万円から2万円引き上げて63万円にするものでございまして、介護納付金課税の限度額、現行16万円から1万円を引き上げることになります。

これにより、後期高齢者支援分の限度額19万円と合わせまして限度額が現行96万円から3万円増額し99万円となるものでございます。

項目17の国民健康保険税の減額、第163条は、軽減所得判定基準を改正するものでございます。5割軽減基準額は、基礎控除額33万円に加えて、被保険者、特定同一世帯所属者数を乗じる額が28万円から5千円引き上げまして28万5千円にするものでございます。

続いて、2割軽減基準額は、基礎控除額33万円に加えて、被保険者、特定同一世帯所属者数を乗じる額を51万円から1万円引き上げて52万円にするものでございます。

項目18の延滞金の割合等の特例（附則第3条の2）と項目19の納期限の延長に係る延滞金の特例（附則第4条）は、法人町民税の延滞金について、納期限の延長の適用を受けた場合の延滞金は、現在ですね、各年の平均貸付割合に現行1%で加算しています。2.6%なんですけど今は。これを1%引き上げる分0.5%にするものでございます。

続いて22ページです。

項目21の法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合（附則第10条の2）は、わが町特例でありまして、この中の第2項の大気汚染防止法の飛散物質排出抑制施設があったんですけど、これを削除し、5項にありました再生エネルギー発電設備の水力発電設

備、5,000kw以上なんですけれども、この特例率がですね、法の新設されたことにより、3分の2から3分の4に変更したため、新しく法に新設されたんですけれども、これを8項に定めたことによる条項ずれですかね、そういったことでございます。

それから、項目22ですね、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例（附則第17条）は、都市計画内においてですね、所有期間が5年を超える土地を譲渡した場合ですね、上物を含め、譲渡額が500万円以内であれば100万円の特別控除を受けられる課税の特例を創設したことによる規定でございます。

なお、この規定は令和4年12月31日までの適用でございます。

続いて23ページでございます。

第2条の改正の説明をします。

項目1の納期限後に納付し又は納入する税金又は、納入金に係る延滞金（第19条）から、項目7の法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金（第52条）までの改正はですね、従来、企業グループを一つの納税単位、連結納税制度というんですけども、これをグループ内の各法人が単位ごとに申告するという制度でございまして、そのやり方はグループ通算納税制度に移行することになるため、そのことに伴う、条項ずれ、字句の規定をするものでございます。

項目8のたばこ税の課税標準（第94条）は、第1条の項目12でも説明しておりますが、2段階目の改正でありまして、軽量の葉巻たばこの換算、0.7g未満、1本の換算を1g1本にする規定であります。これにより、紙巻たばこの税率と同じくなるということでございます。

続いて、下の方の3条による改正を説明します。

項目1しかありませんけども、昨年の町税条例等の一部を改正したことにありまして、第1条の項目1にあった、ひとり親の関連なんですけれども、今回改正したことに伴いまして、関連する条文と附則で定めた施行期日を削除する規定でございます。

議案書16ページには、附則を載せておるんですけれども、引き続き、24ページの表で説明させていただきます。

第1条では、施行期日を規定しており、公布の日から施行し、適用については、令和2年4月1日に遡ることとなりますが、その他の施行日については、第1条の各号で別に定めております。

第2条では、延滞金に関する経過措置について、第1条改正の法人町民税の延滞金について、施行の日までは従前の例によることを規定しています。

第3条では、町民税に関する経過措置で、それぞれ施行日以後の措置を規定し、施行の日までは従前の例によることを規定しております。

第4条では、第2条改正に関する法人町民税について、施行の日以後に開始する事業年度分から適用し、それまでは従前の例に規定することを規定しています。

第5条では、固定資産税に関する経過措置について、施行日以後に適用し、それまでは従前の例にすることを規定しています。

第6条、第7条では、たばこ税に関する経過措置について、それぞれ施行の日の前までに課した葉巻たばこの税は従前の例にすることを規定しております。

第8条では、国民健康保険税に関する経過措置でございまして、令和元年度までは従前

の例にすることを規定しています。

第9条から第12条までは、過去の町税条例等の一部を改正する条例の一部改正の条文について、平成元号で記載している文言を令和元号に直すという規定でございます。

以上、町税条例等の一部を改正する条例の制定について、その提案理由を説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます

○議長（須河 徹君） 次に、議案第28号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明を求めます。議案書30ページです。

福祉保健課業務監。

○福祉保健課業務監（今田朝幸君） それでは、議案書の30ページをお開き願います。

議案第28号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定についての提案理由の説明をさせていただきます。

訓子府町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を改正する条例を次のように制定しようとするものでございます。

今回の改正につきましては、下の説明欄にありますように、北海道後期高齢者医療広域連合におきまして、新型コロナウイルス感染症に感染、または感染が疑われる症状が現れたことにより療養し、労務に服することができない被保険者で、給与の支払いを受けているものに対して、一定期間に限り、傷病手当金を支給するため条例改正したことに伴い、本町におきましても傷病手当金の申請受付事務を行えるよう改正するものでございます。

それでは、記以下について説明させていただきます。

訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例。

訓子府町後期高齢者医療に関する条例（平成20年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条には、後期高齢者医療に係る本町において行う事務内容等について規定されておりますけれども、第8号「前各号に掲げる事務に付随する事務」を第9号とし、第8号に「広域連合条例附則第5条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付」事務を追加するものでございます。

附則ですけれども、この条例は、公布の日から施行するものでございます。

以上、議案第28号 訓子府町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例の制定について、提案理由の説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第29号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書31ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案第29号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。議案書の31ページをご覧ください。

議案第29号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、事業名は、スクールバス購入事業（南訓線）であります。

契約の相手方につきましては、2社による入札の結果、三菱ふそうトラック・バス株式会社北海道ふそう北見支店支店長 比留間功氏で、契約金額は1,012万円でございます。

なお、予定価格につきましては1,148万8,400円でございます。

車種につきましては、三菱ふそうマイクロバスであります。

型式は、2RG-BG740G、駆動方式は、四輪駆動、乗車人数は、29人乗りであります。

納期につきましては、令和3年1月15日としております。

以上、議案第29号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第30号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書32ページです。

建設課長。

○建設課長（渡辺克人君） 議案第30号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。議案書の32ページをご覧ください。

議案第30号 財産の取得について。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

記としまして、事業名は、スクールバス購入事業（中ノ沢線）であります。

契約の相手方につきましては、2社による入札の結果、東北海道日野自動車株式会社北見支店支店長 坂上和年氏で、契約金額は2,387万円でございます。

なお、予定価格につきましては2,555万3千円でございます。

車種につきましては、日野自動車、中型バスであります。

型式は、2DG-RR2AJDV、駆動方式は、後輪駆動、乗車人数は、40人乗り以上であります。

納期につきましては、令和3年5月31日としております。

以上、議案第30号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 次に、議案第31号 財産の取得についての提案理由の説明を求めます。議案書33ページです。

管理課長。

○管理課長（高橋 治君） 議案書の33ページをお開きください。

議案第31号 財産の取得について、提案説明を申し上げます。

次の財産を取得したいので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第31号）第3条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

記といたしまして、事業名でございますが、学校給食センター配送車更新事業であります。

契約の相手方につきましては、5社による入札の結果、北見日産自動車株式会社代表取

締役 平木郁夫氏で、契約金額は659万8,240円でございます。

なお、予定価格につきましては、748万円でございます。

車種につきましては、車両シャーシが日産製で、型式は2RG-AHS88A、給食配送用のコンテナを積み込む架装部分は、保冷ボディであります。

型式等につきましては、車両シャーシの最大積載量は、1.55t、四輪駆動車で、架装部分の保冷ボディの大きさは、長さ4.04m、幅2.10m、高さ1.84mであり、給食配送用コンテナ4台を積むことができます。

納期につきましては、令和3年2月26日としております。

以上、議案第31号の提案説明をさせていただきました。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（須河 徹君） 以上で議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号の各案に対する提案理由の説明が終わりました。

これより、議案第26号、議案第28号、議案第29号、議案第30号、議案第31号について、各案ごとに質疑、討論、採決をいたします。

最初に、議案第26号の質疑を行います。議案書7ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより、議案第26号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

次に、議案第28号の質疑を行います。議案書30ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。

これより討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。

これより議案第28号の採決を行います。

本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第29号の質疑を行います。議案書31ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第29号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第30号の質疑を行います。議案書32ページです。1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第30号の採決を行います。  
本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 異議なしと認めます。  
よって、本案は原案のとおり可決されました。  
次に、議案第31号の質疑を行います。議案書33ページ、1人3回まで質疑を行えます。

ご質疑ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 質疑がないようですので、これをもって質疑を終了いたします。  
これより討論を行います。  
討論ありませんか。

（「なし」との声あり）

○議長（須河 徹君） 討論がないようですので、これをもって討論を終了いたします。  
これより議案第31号の採決を行います。



本案を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」との声あり)

○議長(須河 徹君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣言

○議長(須河 徹君) 以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は全部終了いたしました。

これにて、令和2年第2回訓子府町議会臨時会を閉会いたします。

本日は大変ご苦勞さまでした。

閉会 午後 1時28分